

6 月 教育長 教育行政報告

令和 8 年

- 5 月 2 8 日（木） 第 1 回甲賀市教育支援委員会
甲賀市教育研究所調査研修Ⅰ第 1 回学力向上推進委員会
- 2 9 日（金） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 3 日）
- 3 0 日（土） 一般社団法人甲賀市国際交流協会第 5 期定時総会
- 3 1 日（日） 甲賀市ユースプラスフェスティバル
- 6 月 1 日（月） 第 2 回滋賀県 G I G A スクール構想推進協議会（W e b 会議）
第 3 回甲賀市行政改革推進本部会議
部長会議
- 2 日（火） 日之出水道機器株式会社より寄附受領
- 3 日（水） びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！（「ホールの子」事業）視察
- 4 日（木） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 4 日）
- 5 日（金） 第 3 回甲賀市議会定例会 本会議（第 1 日）
- 6 日（土） 第 1 6 回かふか 2 1 子ども未来会議子ども議員任命式
小学校運動会（信楽小）
みなくち子どもの森 ササユリ鑑賞
モルゴーア・クアルテットコンサート鑑賞
- 7 日（日） 退職校長「鹿深会」総会・研修
- 8 日（月） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 5 日）
- 9 日（火） 甲賀ロータリークラブ図書カード贈呈式
第 7 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 1 0 日（水） 第 3 回校務運営等協議会
- 1 1 日（木） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 6 日）
- 1 2 日（金） 一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会定時総会
第 1 回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
- 1 4 日（日） 甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議総会
- 1 5 日（月） 部長会議
第 3 回甲賀市議会定例会本会議（第 2 日）

6 月 1 6 日 (火)	第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 3 日)
1 7 日 (水)	第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 4 日)
1 8 日 (木)	第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 5 日)
1 9 日 (金)	第 3 回甲賀市議会定例会本会議 (第 6 日)
2 1 日 (日)	第 3 5 回鈴鹿馬子唄全国大会
2 2 日 (月)	第 1 回人事にかかる学校訪問 (第 7 日)
2 3 日 (火)	第 1 回人事にかかる学校訪問 (第 8 日)
	第 7 回甲賀市教育委員会定例会

○甲賀市教育研究所の沿革

- ・平成 16 年（2004 年）10 月 甲賀市教育委員会発足
- ・平成 17 年（2005 年） 4 月 甲賀市教育研究所設置
- ・平成 17 年度 調査研究として「特別支援教育に関する調査研究」をテーマとし研究。教職員研修として全員研修会を開く。特別支援教育相談として巡回教育相談の開設。
- ・平成 18 年度 調査研究は引き続き 2 年次研究、新たに「教育相談に関する調査研究」を実施。
- ・平成 19 年度 調査研究は引き続き 3 年次研究。教職員研修として「こうか学びの研修」「初任者研修」「10 年研修」「情報教育研修」「校内研修・研究に係る研修」「校務分掌担当別研修」を新たに教職員研修として実施。「こんにちは！教育研究所です！」の発行。
- ・平成 20 年度 調査研究は前年度に引き続き 4 年次研究を実施。教育相談事業は「教育相談・適応指導教室に関する事業」に変更。教育研究奨励事業が発足。
- ・平成 21 年度 調査研究は「学力向上のための調査研究～学習意欲を高め、学習習慣を身につける指導・支援の在り方を探る～」を開始。滋賀大学との連携事業を開始。小学校社会科副読本（5 冊）を発行。特別支援教育及び教育相談事業については、学校教育課こども教育支援係に移管。
- ・平成 22 年度 調査研究は読書指導と表現力育成に取り組み、リーフレットを編集。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- ・平成 23 年度 調査研究として「主体的に学び、豊かな考えをもち、表す子どもの育成～予習を活かす算数・数学科学習指導の工夫～」の研究を始める。教職員研修として若手教員に「授業力向上研修」を実施。
- ・平成 24 年度 調査研究は新たに国語科を加え、「予習を活かす学習指導の工夫」を実施。学校マネジメント研修を実施。小学校 6 校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- ・平成 25 年度 調査研究は前年度と同様。教職員研修として特別支援学級担任研修を実施。中学校 1 校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- ・平成 26 年度 調査研究は前年度と同様。小学校 8 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 27 年度 調査研究は前年度と同様。中学校 2 校に研究指定 2 年間）を委嘱。
- ・平成 28 年度 調査研究は前年度と同様。中学校 2 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 29 年度 調査研究は新たに I C T 教育を加え実施。教職員研修として、教職 2 年次研修ならびにミドルリーダー研修を開始。
- ・平成 30 年度 調査研究は新たに外国語教育を加え実施。教職員研修として教職 3 年次研修を開始。
- ・令和元年度 調査研究は新たに甲賀流 OJT（人材育成）を加え実施。小学校社会科副読本補助冊子 3 年（1 冊）を発行。
- ・令和 2 年度 調査研究は甲賀流 OJT（人材育成）の 2 年次。新たに新任教務主任研修を実施。小学校社会科副読本補助冊子 4 年（3 冊）を発行。
- ・令和 3 年度 調査研究は甲賀流 OJT（人材育成）の 3 年次に加え、新たに学力向上のための調査研究「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」を実施。 ICT 活用パンフレットの発行。
- ・令和 4 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」に加え、「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」ならびに「地域教材を活用した社会科の授業づくり」を実施。教職員研修として、校内研究主任研修を開始。小学校社会科副読本を発行。
- ・令和 5 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」2 年次、「子どもが主体となり、交流活動を通して学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。教職員研修として、スキルアップ研修を開始。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- ・令和 6 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」3 年次、「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。近畿地区教育研究(修)所連盟研究発表大会にて研究員が研究成果を発表。
- ・令和 7 年度 調査研究は「小・中学校の学びの系統性を意識した授業改善」、「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり」2 年次を実施。調査研究におけるリーフレットの発行。県総合教育センター「研修観の転換に伴う探究型研修プロジェクト研究」に参画。

交通アクセス 甲賀市役所 4 階 甲賀市教育研究所

公共交通機関をご利用の場合

JR 草津線〔貴生川駅〕から近江鉄道に乗り換え〔水口城南駅〕より徒歩 5 分

車をご利用の場合

新名神高速道路 甲南 IC より 15 分



資料 3

令和 8 年度（2026 年度）

甲賀市教育研究所要覧

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」
～甲賀教育を担う人材の育成～



甲 賀 市 教 育 研 究 所

設置場所	甲賀市役所 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
郵便番号	528－8502
電話	0748－69－2246
F A X	0748－69－2294
E メール	koka30101300@city.koka.lg.jp

令和8年度(2026 年度)甲賀市教育研究所事業 「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」～甲賀教育を担う人材の育成～



研究Ⅰ
「小・中学校の学びの系統性を意識した授業改善(2年次)
～9年間の「わかった」「できた」をつなぐ授業モデルの提案～」
小・中学校の学力向上推進委員が、学びの系統性を意識した授業改善の具体的な方法を探求し、実践的な提言を行うことで、9年間を見通した学びの実現につなげる。

研究Ⅱ
「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり
～単元を貫く協働探究型課題を視点にして 3年次～」
これまでに身に付けてきた知識や技能を総合的に使う協働探究型課題を設定し、子どもたちの主体性と思考過程を大切にした単元計画や授業展開を工夫した探究型の授業改善を進める。

教職員研修 〔授業力〕〔教育課程推進力〕〔経営管理力〕

教職員の指導力の充実、資質向上を図るために企画する。
初任者研修および授業力向上研修を重点研修として実施する。

- 指定研修・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修
- 全員研修・小中一貫教育
- 養成研修・学校マネジメント・スキルアップ
・ミドルリーダー・教師力アップ
・教職2・3年次・授業研究会
・特別支援教育・人権教育
・就学前教育
- 希望研修・教科教育・特別支援教育・実務・ICT教育 等

教育に関する相談および指導 〔研究指導力〕〔校内研究推進力〕

- 教育研究奨励事業
教職員の資質向上を図るため、意欲的かつ創意あふれる学習指導方法の改善や学校、学年、学級の経営実務に係る研究を奨励する。
- 各校マネジメントの相談・支援
学校の訪問を通して、各校の教育実践上の問題について、円滑な学校経営および指導方法等の相談・支援を行う。

庶務 〔企画発信力〕〔企画調整力〕

- 教育研究・実践に係る企画
・教育研究所要覧の作成・研究紀要の作成・社会科副読本の作成
- 教育研究情報「教育研究所だより」の発信、提供
- 関係機関との連携
・県内外各教育研究所・滋賀大学・教育研究会 等



教師力の育成 教職員の指導力・専門性を高める

横のつながりと縦のつながりを強める研修

人材育成力アップ!

自分の役割を意識しながら
共に学び続ける

授業力・指導力アップ!

共に学ぶ仲間との関係づくり

授業づくりに学級づくり
いろいろな悩みを同世代で共有

学校マネジメント研修
新任校長(4回)・新任教頭(4回)
新任教務主任(4回)・校内研究主任(1回)



スキルアップ研修(2回)

ミドルリーダー研修
(2・3年次教員と授業づくりを共に)

中堅教諭等資質向上研修(1回)



教師力アップ研修(2回)
中堅教諭等資質向上研修未受講者

夏: 講座を選択研修

秋: 授業研究会

3年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

2年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

初任者研修(4回)【地域施設・地域産業の理解】【異校種間交流】【授業研修】【就学前教育】



甲賀市

滋賀県

初任者研修
(市町研修4日)

教職2年次研修

教職3年次研修

教職6年次研修
(G-OJT研修)

中堅教諭等資質向上研修
(市町研修1日)

管理職研修

特別支援学級
新担任研修

通級指導教室
新担当研修

各教科の指導力
向上研修

ミドルリーダー研修 等

令和 8 年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」条例に伴う

事業実施計画について

1. はじめに

平成 19 年（2007 年）7 月 31 日（火）、市教育委員会が実施した高知県四万十町の四万十川での野外体験講座において、参加された市内の小学生お二人の尊い生命を奪うという重大な事故を起こしました。市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を決して忘れることがないよう教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を安全に実施していくために、7 月 31 日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。

○甲賀市青少年活動安全誓いの日条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 30 号

平成 19 年 7 月 31 日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に刻み込まなければならない。

甲賀市では、このことを教訓として再発防止の決意のもとに、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施し、もって健全育成に資することを誓い、この条例を定める。

（安全誓いの日）

第 1 条 毎年 7 月 31 日を甲賀市青少年活動安全誓いの日（以下「安全誓いの日」という。）と定める。

（事業）

第 2 条 市は、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民、市のあらゆる機関及び青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して安全誓いの日に関する事業に取り組むものとする。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 事業実施計画

甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の趣旨及び第2条の規定に基づき、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、安全誓いの日に関する事業に取り組むものとし、青少年活動指導者等を対象とした研修の場、市民への広報・啓発、市職員の安全な活動に対して認識する機会の3つを中心に取り組みます。

(1) 青少年活動指導者等を対象とした研修の場

青少年活動を実施する指導者等を対象に、青少年活動セミナーや研修会を開催します。

① 甲賀市青少年活動セミナーの開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青少年活動に関心のある青年など

日 時	内 容	場 所
7月11日(土) 講師・関係機関 (時間未定)	・ 甲賀市青少年活動団体合同研修会として実施 ・ 青少年活動の取り組みの事例や成果を報告 (活動団体、青年リーダー) ・ ライフジャケット着用の重要性等についての 講演 (外部講師)	未定

※昨年度までの実施結果や経過を踏まえ、活動団体指導者等の交流の場、青年リーダーの育成の場としてより充実した内容としています。

② 自然体験活動に係るリーダーの育成

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青年リーダー等

日 時	内 容	場 所
5月～11月	・ 実技研修 (危険予知トレーニング、野外調理、自然遊び、 ネイチャーゲーム、ライフジャケット体験、応急 処置など)	甲南青少年研 修センター、 甲賀 B&G 海洋 センター 他

※青少年活動団体の指導者に対しては、青少年自然活動指導員の派遣を行い各団体指導者等が希望する日時・場所・内容に応じて個別の指導・助言を行うとともに、自然体験活動の安全対策について説明及び啓発を実施します。

※青年リーダーに対しては、自然体験活動事業の事前研修として実施します。

(2) 市民への広報・啓発

市民に対して、7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義を市広報紙やあいコムこうか音声放送等を通じて広報するとともに、書籍コーナー設置やハンドブック配布等、青少年活動の安全実施のための啓発を行います。

① 甲賀市青少年活動安全誓いの日条例及び青少年活動の安全実施のための
啓発及び広報活動

期間・時期	内 容
通年	○甲南青少年研修センター、甲賀 B&G 海洋センターにて、ライフジャケット等野外活動備品の貸出 ○安全な自然体験活動実施のため、青少年自然活動指導員による派遣指導や年代ごとの自然体験活動の実施
7 月 20 日（月） 3 回実施（10 時、 13 時、16 時）各 2 時間	親子で水辺の危険性を理解し事故を防止するための知識や技術を身につける機会として、『水辺の安全教室「ライフジャケット体験講座」』を開催します。 ・市教育委員会と B & G 海洋センターの共催 ・水辺の活動安全学習・指導、ライフジャケット着用体験（試し泳ぎ）等
7 月 1 日（水） ～7 月 31 日（金）	7 月 3 1 日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義を広報紙、市ホームページ、あいコムこうか音声放送、Facebook、LINE 及び雨量情報表示盤等により呼びかけます。
7 月 1 日（水） ～7 月 31 日（金）	市役所、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センターに懸垂幕、のぼりを設置します。
7 月 1 日（水） ～8 月 31 日（月）	市内図書館、公民館及び甲南青少年研修センターに野外活動に関する書籍コーナーを設置します。また、読み聞かせ会実施の際に水辺の安全等を楽しく学べる絵本等を紹介します。
7 月上旬	「夏休みセーフティーハンドブック～夏の自然体験活動を安全に！～」を市内小学校 4 年生児童に配布します。

② 甲賀市ライフジャケット購入費補助金

期間・時期	内 容
通年	市民のライフジャケットの購入に対する経費の一部を補助します。（購入金額（税抜）の 2 分の 1（上限 4, 0 0 0 円））

(3) 市職員の安全な活動に対して認識する機会

市職員に対し、7 月 3 1 日に朝礼時の黙祷、市長からの訓示を実施するとともに、安全管理推進運動や研修の実施により安全な活動への取り組みについて再認識する機会とします。

① 市長による訓示、黙祷

日 時	内 容
7 月 31 日（金） 8 : 30～	市の職員が安全への誓いと事故を風化させないという意識を高める機会として、野外活動をはじめとする青少年活動について、安全・安心かつ効果的に実施し、検証しながら今後の取組に

	活かすことを確認する日とします。 ・朝礼時の黙祷、市長による訓示（出先機関へは所属長から黙祷実施を指示し、市長訓示の内容を伝達することとします）
--	---

※市役所内放送設備を用いて実施し、内容等詳細については協議して決定します。

② 安全管理推進事業の実施

期 間	内 容
7月31日(金)を中心とした時期	職員一人ひとりが安全意識を高め、事故を二度と起こさない体制づくりに努めます。 ・安全管理推進リーダーの選出 ・各職場における既存の危機管理個別マニュアルの点検・検証 ・安全管理推進リーダー研修及び各職場における安全管理研修の実施
6月中旬～7月夏休み前	青少年が活動する公園や野外活動施設における事故を未然に防ぐことを目的として、施設・設備、遊具等に不備がないか、一斉点検を実施します。 ・青少年活動施設一斉安全点検

※詳細については危機管理課より案内されます。

③ 職員への啓発事業

日 時	内 容
4月2日(木) 10:30～11:15	○新規採用職員（独自）研修〔人事課所管研修として実施〕 「甲賀市青少年活動安全誓いの日について～命の大切さについて考える～」とし、市職員として認識すべき「甲賀市青少年活動安全誓いの日」及び「四万十川における水難事故」について説明を行い、事故を起こした当事者としての自覚と、事故を風化させないよう、市民の安全・安心を守る自覚を含め自分事として捉えるよう促す機会とします。
5月26日(火) 13:30～15:30	○水辺の安全指導者講習会 市内小中学校教諭を対象に、水辺の危険性を理解し事故を未然防止するための知識や技術を身につける講習として、ライフセービング協会と甲賀広域行政組合消防本部を講師に招いて『水辺の安全指導者講習会』を実施します。講習を受けた教諭は各学校での授業を通じ、生徒へ水辺の安全教育を実施します。
7月31日(金)を中心とした時期	事業やイベントの安全安心な実施におけるノウハウの継承不足やリスクマネジメント意識の低下が危惧されることから、今まで起こりえなかった事故を想定した事業計画やチェック体制の構築など、部局長を中心に改めて事業執行安全管理体制や効果的な安全対策について検証するよう促します。

議案第 7 1 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

甲賀市学校給食センター条例（平成16年条例第155号）第5条第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 7 1 号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで)

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	中尾 恭仁子	関係 P T A の代表者 (2 号)	水口小学校
2	藤本 ゆかり	関係 P T A の代表者 (2 号)	土山小学校
3	田村 美妃	関係 P T A の代表者 (2 号)	佐山小学校
4	伊東 めぐみ	関係 P T A の代表者 (2 号)	甲南第二小学校
5	谷村 祐紀	関係 P T A の代表者 (2 号)	朝宮小学校

【参考資料】

甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長の代表者
- (2) 関係PTAの代表者
- (3) 保健所長
- (4) 学校医の代表者
- (5) 教育委員会が指名する職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 7 2 号

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進委員規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第47号）第2条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 7 2 号別紙

甲賀市スポーツ推進委員

(任期：令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	内田 英二	地域の代表	水口地域

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

議案第 73 号

甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 23 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

甲賀市外国語指導助手任用規則（令和２年甲賀市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「かかる」を「係る」に改める。

第７条第２項中「すべて」を「全て」に改める。

第８条第２項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第３項中「因らない」を「よらない」に改める。

第９条第５項中「この場合においても」を「この場合において」に改める。

第１０条第２項中「前項の休日」を「同項の休日」に改める。

第１２条第２項中「その開始の日から起算して６０日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）」を「１の年度において１０日（勤務を要しない日及び休日を除く。）」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 前項の規定にかかわらず、次条第１項第６号及び第７号に規定する場合を除き、参加者が病気（第２８条各号の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して前項に規定した日数を超える場合には、市はその開始の日から起算して６０日（勤務を要しない日及び休日を含む。）まで病気休暇を延長することができる。

第１３条第１項第１０号中「小学校」を「中学校」に改め、同項第１１号中「付添い」を「付き添い」に改め、同条第２項中「前項第１号から第５号まで及び第１６号」を「前項第１号から第８号まで、第１０号、第１１号及び第１４号から第１６号まで」に、「第６号から第１５号まで」を「同項第９号、第１２号及び第１３号」に改める。

第１６条中「すべて」を「全て」に改める。

第１８条中「もらして」を「漏らして」に改める。

第２９条第１項中「第１３条第１項第１号から第５号まで及び第１０号から第１５号まで」を「第１３条第１項第１号から第８号まで、第１０号、第１１号、第１４号及び第１５号」に改め、同条第２項中「第１３条第１項第６号から第９号まで」を「第１３条第１項第９号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲賀市外国語指導助手任用規則新旧対照表

改正案	現行
(報酬及びその計算) 第6条 (略) 2 (略) 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に<u>係る</u>報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第9条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。 4 (略) (報酬の減額) 第7条 (略) 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における<u>全て</u>の勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。 (費用弁償等) 第8条 (略) 2 市は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次に掲げる条件の<u>全て</u>を満たす参加者に対して弁償するものとする。	(報酬及びその計算) 第6条 (略) 2 (略) 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に<u>かかる</u>報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第9条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。 4 (略) (報酬の減額) 第7条 (略) 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における<u>すべて</u>の勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。 (費用弁償等) 第8条 (略) 2 市は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次に掲げる条件の<u>すべて</u>を満たす参加者に対して弁償するものとする。

(1) ～ (3) (略)

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

4 (略)

(勤務時間)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、同項の休日に勤務を命ずることができる。

3 (略)

(病気休暇)

第12条 (略)

2 病気休暇は1の年度において10日（勤務を要しない日及び休日を除く。）を超えることができない。

(1) ～ (3) (略)

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

4 (略)

(勤務時間)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 (略)

(病気休暇)

第12条 (略)

2 病気休暇はその開始の日から起算して60日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、次条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除き、参加者が病気（第28条各号の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して前項に規定した日数を超える場合には、市はその開始の日から起算して60日（勤務を要しない日及び休日を含む。）まで病気休暇を延長することができる。

4 （略）

（特別休暇）

第13条 特別休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）～（9） （略）

（10） 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

（11） 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日）以内で必要と認められる期間

3 前項の場合において、病気休暇を承認された期間（第25条第2項第1号に規定する休職期間を含む。以下この項において「期間」という。）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

4 （略）

（特別休暇）

第13条 特別休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）～（9） （略）

（10） 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

（11） 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日）以内で必要と認められる期間

$$(1\ 2) \sim (1\ 6) \quad (\text{略})$$

2 前項第1号から第8号まで、第10号、第11号及び第14号から第16号までの特別休暇は有給とし、同項第9号、第12号及び第13号の特別休暇は無給とする。

(職務専念義務)

第16条 参加者は、地方公務員法第35条の規定により、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(守秘義務)

第18条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らし
てはならない。退職した後も、また同様とする。

(休暇及び休職の手続)

第29条 第12条第1項並びに第13条第1項第1号から第8号まで、第10号、第11号、第14号及び第15号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第16号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第13条第1項第9号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その

$$(1\ 2) \sim (1\ 6) \quad (\text{略})$$

2 前項第1号から第5号まで及び第16号

の特別休暇は有給とし、第6号から第15号まで

の特別休暇は無給とする。

(職務専念義務)

第16条 参加者は、地方公務員法第35条の規定により、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(守秘義務)

第18条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらし
てはならない。退職した後も、また同様とする。

(休暇及び休職の手続)

第29条 第12条第1項並びに第13条第1項第1号から第5号まで及び第10号から第15号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第16号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第13条第1項第6号から第9号までの休暇を取得する場合は、予
定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむ
 を得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その

事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 3～5 （略） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 3～5 （略）
--	--

議案第 7 4 号

甲賀市史跡水口岡山城跡調査整備委員会設置要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市史跡水口岡山城跡調査整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡水口岡山城跡の調査、保存並びに適切な整備及び活用を図ることを目的として、甲賀市史跡水口岡山城跡調査整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討するものとする。

- (1) 史跡水口岡山城跡の発掘調査等の学術調査及び保存に関し必要な事項
- (2) 史跡水口岡山城跡の保存活用計画及び整備計画の策定及び見直しに関し必要な事項
- (3) 史跡水口岡山城跡の整備活用事業に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、史跡水口岡山城跡の保存、整備及び活用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 文化財に関する学識経験を有する者
- (2) 地元有識者又は地域代表者
- (3) 教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、第3条第2項各号の委員を招集対象とする全体会議及び同項第1号の委員のみを招集対象とする学術会議とする。

3 会議は、招集対象となる委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 委員会において専門事項に関し調査検討の必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会の承認を受け、教育委員会が依頼した調査員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、調査員の互選によりこれを定める。

（報償費の支払い）

第8条 委員及び調査員には、報償費を支払う。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会設置要綱の廃止）

3 甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会設置要綱（令和6年甲賀市教育委員会告示第12号）は、廃止する。